

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 29 年 9 月 4 日

愛知県国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

（4）名称：農業への信用保証制度の適用 関連事業

内容：農業への信用保証制度の適用

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

愛知県が、新たな制度融資を創設し、商工業とともに農業を営む中小企業者等が、愛知県信用保証協会の保証を得て資金融通を受けることができるようにする。【直ちに実施】

（変更前：平成 27 年 9 月 9 日認定）

愛知県が、新たな制度融資を創設し、商工業とともに常滑市内で農業を営む中小企業者等が、愛知県信用保証協会の保証を得て資金融通を受けることができるようにする。【平成 27 年度より実施】

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

（2）事項：自動走行の公道実証実験を促進するための「自動走行実証ワンストップセンター」の設置

内容：自動走行の公道実証実験（以下「公道実証」という。）を促進することにより、完全自動走行の早期実現を図るため、公道実証を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「自動走行実証ワンストップセンター」（以下「自動走行センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 29 年 9 月中に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び愛知県

ii) 設置場所：愛知県庁（愛知県名古屋市中区三の丸 3－1－2）

iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。

iv) 事業内容：自動走行センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

・公道実証に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応（関係機関

- への確認を含む)、関係機関との調整
- ・公道実証を実施しようとする者と実証エリアの提供者（市町村）とのマッチング
 - ・公道実証の実施に係る警察、道路管理者、地方運輸局への事前連絡（実施主体から提出のあった届出書の写しの提出）
 - ・公道実証の実施に係る地域への周知等
 - ・自動走行センターの取組の広報
 - ・公道実証に必要な手続の改革提案の受付 等